

(仮称)寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例(素案)

パブリック・コメント手続結果

- 意見募集期間：令和6年11月28日(木)から12月27日(金)まで
- 意見への対応

対応内容	件数
・ 意見による修正を行うもの	1件
・ 別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの (その他の御意見等を含む修正を要しないもの)	14件
意見の総数 (提出者数 5人)	15件

所属名：市民活動部市民活動振興室

番号	項目	関連条項	意見のあらまし	市の考え方
1	定義	第2条	<p>「第2条(3)地域コミュニティ 寝屋川市内の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。」について</p> <p>地域コミュニティの重要性についてもう少し言及が必要です。前文にもあるような共助はもとより、地域に住むことの「権利」とそこから生じる「義務」を明らかにすべきです。それは納税などの法的な義務だけでなく、コミュニティを形成していくという意味においてです。コミュニティは自然発生的に生まれるものではなく、意識的な取り組みによって形成されるものであり、地域に住むことはコミュニティ形成の一員としての役割を担う義務があると考えます。なぜなら共助はコミュニティなしにはありえないからです。</p>	<p>第2条第3号は、本条例における「地域コミュニティ」という用語を定義する規定ですが、本条例において、御意見にいう“地域に住むことの「権利」とそこから生じる義務”を基礎に、「地域コミュニティ」について定義することは困難であるため、原案のとおりとします。</p>
2	定義 自治会及び地域協働協議会の役割	第2条 第4条	<p>地域住民のつながりをしっかりと築き、地域コミュニティを実現していくための条例制定には賛成である。しかし、それを実現していくための中核となる「地域協働協議会」に関して、同協議会を「すべての校区住民」を構成員として運営される組織体として位置付ける必要があり、素案の「定義」（2条2号）、「役割」（4条2項）の表現では不十分であり、見直しを検討してほしい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、第2条第2号の規定中「自治会その他各種地域団体（（略））」を「自治会その他各種地域団体（（略））及び地域住民」に修正します。</p> <p>なお、第4条第2項は、地域協働協議会の団体としての役割を定めており、その中で、“地域協働協議会が全ての地域住民を「構成員として運営される組織体として位置付ける」”ことは困難であるため、原案のとおりとします。（そのような位置付けは、第2条第2号を上記のように修正することで、明確に表すことができると考えます。）</p>
3	地域住民の役割	第3条	<p>第3条について</p> <p>本来、結成・加入は住民の自由意思によるものであり、また寝屋川市自身がそのように謳ってきたはずの「自治会」への加入について、住民に「自治会への加入に努めるものとする」と条例で定めるのは、憲法第21条が保障する「結社の自由」を損なうものです。</p> <p>また、自治会の実態は様々で、単に無関心なだけの人もいるでしょうが、現状を見てこの自治会には入りたくないと思う人もいるはずです。様々な事情に関わらず一律に「自治会に加入するよう努めるものとする」というのはそれぞれの事情を無視するものではないかと思います。</p>	<p>一般に法令や条例において、「努める」という用語は、「何らかのことを実行し、実現することに努力する」の意味であるとされています。第3条の規定は、文言を素直にみると、地域住民に対し自治会への加入を義務付けるものでないことは明らかです。この規定は、「日本国憲法第21条が保障する「結社の自由」」に抵触するものではありません。</p>

番号	項目	関連条項	意見のあらまし	市の考え方
4	自治会及び地域協働協議会の役割	第4条	<p>「第4条　自治会は、地域コミュニティの中心として、地域住民相互の助け合い・支え合いを促進するとともに、地域住民の価値観及び自主性を尊重しつつ、主体的に地域活動を行うよう努めるものとする。」について</p> <p>自治会には居住者にコミュニティの一員であるとの自覚を促し、自助・共助が可能となるよう居住者の意識の向上に努めることが求められています。また「主体的に地域活動を行うよう努めるものとする。」とありますが、主体は居住者であるのでどこまでできるかは居住者の力量によります。例えばコミュニティの持つ経済力が低ければ、できることも自ずと限られてきます。条例で努力義務を課すのではなく「尊重しつつ地域活動を行う」にとどめるべきではないでしょうか。更に言えば地域活動に差が出ないような市としての施策(例えば補助金など)も考慮されるべきだと思います。</p>	<p>第4条は、「自治会及び地域協働協議会の役割」を定めていますが、本条例においては、「地域住民の役割」、「自治会及び地域協働協議会の役割」及び「事業者の役割」に関し、共通して、「それぞれ、所定のことを実行し、実現することに努力する」ということを訓示的に定めることとする一すなわち、「・・・に努めるものとする」と規定する-ことが適当であると考えています。そのため、「自治会の役割」を定める規定については、原案のとおりとします。</p> <p>なお、第7条第2項第3号では、市の役割の一つとして、「地域コミュニティの維持及び活性化に必要な補助金の交付等の財政上の措置を講ずるよう努める」ことを定めています。</p>
5	自治会及び地域協働協議会の役割	第4条	<p>第4条について</p> <p>住民の自由意思によって結成され、活動すべき自治会に対して、市が、その活動や組織運営について指示するのは越権行為であると考えます。このような指示は、第3条と同じく憲法に違反するだけでなく、寝屋川市の憲法というべき寝屋川市みんなのまち基本条例第10条にも反するのではないかと思います。</p>	<p>第4条第1項及び第3項は、文言を素直にみると、自治会に対し「その活動や組織運営について指示する」ものではないことは明らかです。これらの規定は、「憲法に違反する」ものではなく、「寝屋川市みんなのまち基本条例第10条に反する」ものではありません。</p>
6	事業者の役割	第5条	<p>第5条について</p> <p>地域協働プランでは、事業者も地域協働協議会のメンバーに加わることが期待されていましたが、ほとんど実行されていないという現実があります。それには理由があると思われますが、その点についてはどう理解されていますか。そして、今回この条項を加えられたのはどういう意図があるのでしょうか。改正された地方自治法と関係はありませんか。</p>	<p>自治会及び地域協働協議会では、一部の事業者が地域活動に参画・参加し、地域コミュニティの活性化に寄与していただいている、今後もそのような仕組みを少しでも広げていくことが、持続可能な地域コミュニティの実現につながるものと考えています。</p> <p>また、この規定は、地域コミュニティの活性化を推進するには、事業者の地域活動への積極的な参画・参加と協力が重要な要素の一つなると考えられるため、設けたものです。</p> <p>なお、本条例は、「改正された地方自治法」を念頭に置いて制定するものではありません。</p>

番号	項目	関連条項	意見のあらまし	市の考え方
7	事業者の役割	第6条	<p>第6条について</p> <p>住宅建築関係の事業者に対して、入居希望者に自治会に関する情報を伝えるよう「努めるものとする」というのは、そもそも事業者の仕事ではないものを市が半ば強制するもので、市の越権行為である。事業者としても自治会それぞれの実態を熟知しているわけではなく、自治会がどんな状態であっても加入を勧めるのは無責任であり、予期せぬ事態を導きかねません。</p> <p>また、入居希望者にとっては自治会への加入が入居の条件とも受け取られかねず、入居を躊躇う場合も生じるでしょう。それは住所選択の自由を奪うことにもなる。</p>	<p>第6条は、飽くまでも、住宅建築等事業者に対し、「自治会の活動内容などの情報」や「自治会への加入の促進に資する情報」を提供するよう努めるものとすることを定めています。文言を素直にみると、当該情報を伝えることや自治会への加入を促すことを強制するものでないことは明らかです。</p> <p>また、住宅建築等事業者において提供される情報の内容や当該情報の提供方法等については、住宅建築等事業者の関係団体と緊密に連絡・調整を図ってまいります。「入居希望者にとって、住所選択の自由を奪う」ような事態を招くことは、断じていません。</p>
8	事業者の役割	第6条	条例（素案）第6条に、住宅の建築等の事業者は住宅の入居者に自治会への加入を促すと書かれていますが、自治会の内容を知らない事業者が責任をもって加入を促すことができるのでしょうか。	
9	事業者の役割	第6条	寝屋川市に転入される方については、賃貸物件、持ち家物件の売買に関わる不動産関係の方々に、契約時に自治会加入を勧めてもらうことが大切だと思われる。	住宅建築等事業者において提供される情報の内容や当該情報の提供方法等については、住宅建築等事業者の関係団体と緊密に連絡・調整を図り、原案の内容を踏まえた取組を進めてまいります。

番号	項目	関連条項	意見のあらまし	市の考え方
10	寝屋川市の役割等	第7条	<p>第7条2(1)について 自治会の実態は様々であり、その事実に目を瞑って加入を勧めるのは無責任である。</p>	<p>地域コミュニティの活性化を推進し、地域住民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するには、地域コミュニティの中心的な存在である自治会の活動の持続可能性を向上させることが、重要な視点の一つと考えられています。そして、そのためには、自治会自身が改革を進めるとともに、市としても、地域住民の自治会への加入や地域活動への参画・参加を促進することが求められています。</p> <p>また、地域住民の方々に対しては、ただ単に「自治会への加入を勧める」のではなく、分かりやすく丁寧な情報の提供を行うなど、自治会への加入の促進につき適切かつ効果的な取組を進めてまいります。</p>
11	全体	—	<p>「賃貸住宅に入居する住民は自治会に加入しない場合が多い。」という話を聞きます。一個人としては、住民の自治会加入率も分かりませんし、その話の真偽もわかりません。市が自治会加入率などの実態を把握しておられるなら、この際、公表していただきたい。</p> <p>条例（素案）の前文に「価値観の多様化」と書かれていますが、私は「従来の価値観からの開放」と考えています。終身雇用が当たり前で中途退職する者は脱落者であるという価値観から、自主的に転職して新たな職場でより活躍するという価値観に変わってきています。</p> <p>地域に定住するには持ち家に入居するのが前提であるという価値観がある中、あえて持ち家を持たず生涯賃貸住宅に居住する住民がおられます。地域コミュニティに関心がない方ではありません。</p> <p>日本国憲法第21条の結社の自由で、団体に加入する自由、加入しない自由、加入した団体から脱退する自由が保障されています。</p> <p>(仮称)寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例（素案）の施行は、自治会の加入者と非加入者の分断に繋がるのではないかと危惧しております。条例（素案）の施行が、条例（素案）の目的を阻害するのではないかでしょうか。</p>	<p>自治会の加入率の実態につきましては、個々の自治会ではなく、寝屋川市全体の加入率として把握しております、公表の可否について今後検討してまいります。</p> <p>本条例は、文言を素直にみると、自治会への加入を義務付けたり、自治会からの退会を制限するものでないことは明らかです。「日本国憲法第21条の結社の自由」に抵触するものではありません。</p> <p>また、本条例は、地域コミュニティの活性化の推進を目指しております、本条例の適正な運用を積極的に進めることが、「自治会の加入者と非加入者との分断」の回避につながると確信しております。</p>

番号	項目	関連条項	意見のあらまし	市の考え方
12	その他	—	<p>自治会加入率の低下の大きな要因として「回覧板の配布」、「自治会会費の集金作業」、「日赤、赤い羽根の募金集め」があり、自治会員の負担となっている。</p> <p>例えば、自治会は集めた募金の額に応じて、還元金を受けているが、その還元金を募金の集金をした方に還元すると、自治会活動に参加される方の増員につながるのではないか。</p>	
13	その他	—	<p>マンションなどは、管理者に自治会の班長になっていただくこと。</p> <p>新しい方が転入されたときには、加入促進の御挨拶などをしていただくことが大切だと思われる。</p>	<p>自治会の加入率の低下などについて、貴重な御意見を頂き、ありがとうございます。</p> <p>今後も引き続き、地域の御意見を丁寧にお伺いする中で、必要な取組・支援に努めてまいります。</p>
14	その他	—	自治会活動において、有償ボランティア活動を必要経費に算入することで、広範囲に新たな視点を携えている担い手として取り込めるのではないか。	
15	その他	—	専門家を配置した寝屋川市図書館行政の充実と推進が、自治会活動に必要な知識習得に必要不可欠であり、意識的、自覺的、即戦力を付加する自治会活動に生かされてくると思う。	